

経済戦略局発注の物品供給等契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「織田氏八将連署状 10月20日付 根来寺御在陣衆中宛」ほか4点買入	図書	(株)思文閣出版	21,992,000円	令和5年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	「藤堂高虎関係文書」ほか1点買入	図書	(有)中尾松泉堂書店	1,612,000円	令和5年3月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
3	「近江浅井氏旧臣西野家文書」買入	図書	古美術西川	9,900,000円	令和5年3月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

「織田氏八将連署状 10月20日付 根来寺御在陣衆中宛」ほか4点買入

2 契約の相手方

株式会社思文閣出版 代表取締役 田中 大

担当 中村（古書部）

電話 075-752-0005

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、大坂の石山本願寺と織田信長が戦った石山合戦にかかる織田氏諸将の連署状や、大坂築城に関連する羽柴（豊臣）秀吉の書状、豊臣大坂城内での日常生活をうかがわせる文書など、大阪城や豊臣時代の歴史にとってきわめて重要であり、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考え、当該資料はそれぞれ1点かぎりの文化財であり、下記の事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6941-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「藤堂高虎関係文書」ほか1点買入

2 契約の相手方

有限会社中尾松泉堂書店 代表取締役社長 中尾 隆夫

担当 中尾

電話 06-6231-8797

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、徳川大坂城の基本設計を担当した藤堂高虎の関連文書などで、大阪城の歴史にとってきわめて重要で、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考え、当該資料は1点かぎりの文化財であり、上記事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6941-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「近江浅井氏旧臣西野家文書」買入

2 契約の相手方

古美術西川 代表取締役 西川 英敏

担当 西川

電話 0749-65-5050

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、豊臣（羽柴）秀吉の躍進の画期となった近江小谷城落城に係る史料であり、豊臣時代の歴史にとってきわめて重要で、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えるが、当該資料は1点かぎりの文化財であり、上記事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6941-1760）